

県内開発建設技術登録制度運用細目

(目的)

第1条 この細目は、県内開発建設技術登録制度実施要綱（平成31年5月1日施行。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第2条第1項の主たる事務所とは、主たる業務を行う本社、本店等をいう。

2 要綱第2条第1項各号に規定する内容については、別表1のとおりとする。

(登録の申請等)

第3条 要綱第3条第1項に規定する申請は、県内開発建設技術登録審査申請書（以下、「登録申請書」という。）（別記第1号様式）及びその審査内容について説明する資料を技術調査課へ提出するものとする。

2 申請の時期は随時とする。

3 登録日は原則、1月、4月、7月及び10月の第1開庁日とし、各登録日より30日前までに受付けた申請に対し、審査を行い登録するものとする。

4 要綱第3条第3項に規定する県内開発建設技術登録台帳は、別記第2号様式とする。

5 要綱第3条第3項に規定する通知は、県内開発建設技術登録通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

6 要綱第3条第3項に規定する県のホームページには、第1項に規定する登録申請書添付の様式1により公表を行うものとする。

(審査項目等)

第4条 要綱第3条第2項に規定する審査項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 該当定義 要綱第2条に規定する定義に該当していることの審査
- (2) 技術審査 県内開発建設技術として、技術的基準に適合していることの審査
- (3) キーワード 利用用途に応じ申請されたキーワードについての審査
- (4) 活用分野 利用用途に応じ申請された活用分野についての審査
- (5) その他 軽微な仕様変更（形状、色彩等）や簡単な部品の組立等についての審査

2 第1項第2号に規定する技術審査は、関係法令のほか、次の各号の規格及び基準について適合していることとする。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格
- (2) 和歌山県土木工事共通仕様書に定める規格及び基準
- (3) その他知事が定める規格及び基準

3 第1項第3号に規定するキーワードは、別表2のとおりとする。

4 要綱第3条第2項による審査で審査項目に適合しなかった場合は、県内開発建設技術登録審査結果通知書（別記第4号様式）により申請事業者に通知するものとする。

(登録の更新)

第5条 要綱第4条第2項に規定する登録の更新については、要綱第3条の規定を準用する。

(登録の取消し)

第6条 要綱第5条第1項第3号に規定する登録の取消しの申出は、県内開発建設技術登録取消し申出書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 要綱第5条第2項に規定する通知は、県内開発建設技術登録取消し通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(その他)

第7条 申請に係る資料作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

2 申請者は、県内開発建設技術登録の登録内容の公表について異存がないものとする。

3 申請時の提出資料は、本制度の目的以外に無断で使用しないものとする。

4 申請時の提出資料の返却はしないものとする。

5 知事は、必要に応じて追加資料の提出等を求めることができる。

附 則

この細目は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

定義	内容
(1) 国土交通省のNETIS(新技術情報提供システム)に登録された製品・工法	国土交通省が運用している新技術に係る情報を、共有及び提供するためデータベースに登録された製品・工法をいう。
(2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法	特許庁に特許出願をし、特許庁の審査を受け権利を取得した製品・工法をいう。
(3) 建設技術審査証明実施機関により証明された製品・工法	建設技術審査証明実施機関(建設技術審査証明協議会会員)が審査し証明した技術または、建設技術審査証明実施機関(建設技術審査証明協議会会員)が実施している建設技術審査証明事業で登録している登録技術。 ・建設技術審査証明協議会会員(14社) (一財)国土技術研究センター (一財)土木研究センター (一財)日本建設情報総合センター (公社)日本測量協会 (一社)日本建設機械施工協会

	(一財) ダム技術センター (一財) 日本建築センター (一財) 建築保全センター (一財) 砂防・地すべり技術センター (公財) 日本下水道新技術機構 (一財) 先端建設技術センター (公財) 都市緑化機構 (一財) 日本地図センター (一財) ベターリビング
(4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法	和歌山県商工観光労働部で実施している先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された技術。

別表 2

キーワード名	キーワード内容
安全	安全面の向上に資する製品、工法等
リサイクル	和歌山県リサイクル製品に認定されている製品、又はそれを使用する工法等
紀州材	紀州材を使用する製品、工法等
環境配慮	植物、生物等の繁殖に貢献する製品、工法等
景観対策	景観の向上に資する製品、工法等
品質向上	品質の向上に資する製品、工法等
コスト縮減	コストの縮減に資する製品、工法等
工期短縮	工期短縮に資する製品、工法等
その他	